

県政調査報告書

令和7年5月26日

神奈川県議会議長 殿

会派名 立憲民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団

団長名 齊藤 たかみ

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) <u>米村 和彦</u> (団 員) <u>てらさき 雄介 市川 よし子</u> <u>望月 聖子 須田 こうへい</u> <u>野内 みつえ 相原 しほ</u> <u>平野 みぎわ</u>
2 調査目的	米軍基地周辺での港湾の安全確保及びPFOS等の処理の取組、米軍基地と地元との関係づくり等の取組、刑務所における知的障害がある受刑者の立ち直りの支援の取組、コンパクト化された小水力発電所の取組、民間活力を生かした公園の整備・管理や利用の促進に関する取組など、特徴ある基地対策、更生支援、再生可能エネルギー施策、Park-PFI（公募設置管理制度）を調査することにより、本県における今後の施策調査の参考にする。
3 調査期間	令和7年3月26日～ 令和7年3月28日
4 調査地	長崎県、佐賀県
5 調査内容	・ 調査内容は、別添報告書のとおり ・ 経費は、合計1,417,774円であった。



# 県政調査報告書

立憲民主党・かながわクラブ  
神奈川県議会議員団



(左から 佐世保米軍基地アキ・ニコルス渉外官、平野みぎわ議員、野内みつえ議員、須田こうへい議員、米村和彦議員、望月聖子議員、市川よし子議員、寺崎ゆうすけ議員、相原しほ議員)

調査議員	<p>調査団長 米村和彦</p> <p>団員 てらさき 雄介</p> <p>市川 よし子</p> <p>望月 聖子</p> <p>須田 こうへい</p> <p>野内 みつえ</p> <p>相原 しほ</p> <p>平野 みぎわ</p>
調査期間	令和7年3月26日～3月28日
調査地	<p>I 佐世保基地施設（九州防衛局）</p> <p>II 佐世保市役所</p> <p>III 長崎刑務所</p> <p>IV 松隈小水力発電所</p> <p>V 県立吉野ヶ里歴史公園</p> <p>（県所有施設キャンプフィールド）</p>

## I 佐世保基地施設（九州防衛局）

■日 時：令和7年3月26日（水） 自：14時 至：16時

■場 所：佐世保防衛事務所  
（長崎県佐世保市木場田町2-19）  
米海軍佐世保基地  
（佐世保市平瀬町無番地）

■対応者：（九州防衛局）

九州防衛局佐世保防衛事務所 佐藤 人司 所長  
九州防衛局企画部 中川 武雄 地方調整課長  
同 森 由憲 地方調整課長補佐  
（米海軍佐世保基地）  
広報官・渉外官・政務補佐官 アキ・ニコルス

■調査概要：佐世保基地施設（九州防衛局）は、所在する佐世保港において、本県の横須賀港や横浜港と同様に、米軍施設をはじめ多くの防衛施設が所在し、かつ民間企業等の施設が混在している状況にあるため、船舶の安全な航行の確保に向けた取組を行っている。そのような米軍基地施策について、御説明いただいた後、佐世保海軍施設を見学し、質疑応答を行った。

### 1 概要説明

#### （1）佐世保防衛事務所管轄区域内の状況

壱岐、対馬を除く長崎県全域となっており、防衛施設は以下の関連市町村に点在している。

ア 主な関連市町村

- ・佐世保市 面積 約426平方キロメートル  
人口 約22.9万人
- ・西海市 面積 約242平方キロメートル  
人口 約2.5万人
- ・大村市 約9.8万人

イ 関連防衛施設等

（ア）米海軍佐世保基地

通常は在日米軍の指揮下にあり、米海軍の艦隊基地隊として部隊編成されている。作戦行動の際には米第7艦隊の指揮下に入り、燃料貯蔵、弾薬貯蔵、船舶修理及び乗組員の休養の4つの分野で、艦船に対する兵たん支援活動を行うことを任務としている。

主な施設に佐世保海軍施設（ジュリエット・ベイスン）・立神地区（インディア・ベイスン）、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）、針尾島弾薬集積所、赤崎給油所、横尾給油所、針尾住宅地区などがある。

（イ）海上自衛隊

佐世保地方隊の中核として各部隊を総括している佐世保地方総監部がある。

その他に、佐世保基地業務隊、佐世保造修補給所、佐世保警備隊、埜辺東などがある。

(ウ) 陸上自衛隊

相浦駐屯地、埜辺分屯地、大野原演習場、大村駐屯地、竹松駐屯地、大多武演習場などがあり、相浦駐屯地には水陸機動団は、島嶼防衛における奪回を任務とする水陸機動団が駐屯している。

(2) 佐世保海軍施設（ジュリエット・ベイスン）、立神港区（インディア・ベイスン）

佐世保港は、狭い区域に海上自衛隊、在日米海軍、民間企業等が混在し、係留施設が不足していることから、埋立てによりジュリエット・ベイスンの岸壁工事を行った。工事完成後に立神港区（インディア・ベイ）の一部が返還された。

ア 佐世保海軍施設（ジュリエット・ベイスン）埋立ての概要

- ・埋立て面積 約5.8ヘクタール
- ・岸壁延長 505メートル
- ・工事期間 平成16年3月～平成22年3月
- ・事業費 約170億円
- ・提供日 平成22年11月10日

イ 立神地区（インディア・ベイスン）の一部土地及び一部岸壁の返還

- ・返還日 平成26年2月4日
- ・返還数量 土地 約4,720平方メートル、岸壁 約505メートル

(3) 佐世保港の錨地指定について

佐世保港は、港則法及び関連規則等によりびょう泊する際にびょう地の指定を受けなければならない特定港になっている。また、米軍施設水域の協定により、佐世保港施設水域のびょう地は、米海軍佐世保基地司令官が管理している。

(4) 佐世保港の制限水域について

佐世保港には、アメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく地位協定により米軍施設制限水域が設けられている。

制限水域は4種類に区分され、それぞれに禁止事項が定められており、この水域内での立入り、漁ろう、その他作業等を行う場合は許可が必要となっている。

施設水域名	禁止事項
A施設水域	常時漁船の操業を禁止
B施設水域	常時漁船の操業を禁止 ただし航行は差し支えない
C施設水域	米軍の運行に妨害を与えないよう漁船の操業をしなければならない
D施設水域	水上機により使用されている時は漁船の操業を禁止 昼間は、一本釣以外の漁船の操業を禁止

(5) 佐世保港における航行管制について

ア 強制水先区

佐世保港は、特に自然的条件や船舶交通の状況等が厳しい全国10水域の1つとして、当該水域を航行する一定の船舶に対し水先人を乗船させることが、水先法により義務づけられている。

## イ びょう泊

佐世保港の80%の水域が米軍の管理区域となっている。ほとんどのびょう泊予定船舶は米軍の許可が必要となっている

### (6) 佐世保地区駐留軍提供施設面積

施設名	土地 (平方メートル)	建物 (千平方メートル)	備考
佐世保海軍施設	0.50	154.44	
佐世保ドライドック地区	0.08	2.12	
赤崎貯油所	0.75	18.93	
佐世保弾薬補給所	0.58	15.92	
庵崎貯油所	0.23	0.64	
横瀬貯油所	0.68	13.97	
針尾島弾薬集積所	1.30	2.67	
立神港区	0.13	43.18	
埴辺小銃射撃場	—	5.35	建物のみ
針尾住宅地区	0.35	110.49	
計	4.61	367.71	

## 2 現地視察



(佐世保海軍施設ジュリエット・ベイスン内を見学)

## 3 質疑応答

問 米軍佐世保基地の特徴や概要について伺いたい。

答 佐世保基地は横須賀基地と異なり、海上自衛隊の共同施設を含む11か所で構成されている。名称としては、佐世保艦隊基地隊 (Commander Fleet Activities Sasebo) の略称C F A Sと呼ばれている。

11か所で約514ヘクタールの面積がある。面積としては合計で横須賀基地より少し小さい規模となっている。11か所の施設は佐世保港の周囲に点在している。

メインベースの佐世保海軍施設には大型艦が停泊している。隣には海上自衛隊の総監部がある。横須賀基地は隣同士の関係だが、佐世保基地はジョイントベースとして共存した形で運用されている。メインベースの佐世保海軍施設以外に貯油所が3か所 (赤崎貯油所、庵崎貯油所、横瀬貯油所) ある。横瀬貯油所には他に輸送用のホバー

クラフトが配置されている。また、弾薬庫は2か所（前畑と針尾島）がある。

佐世保港の約80%が在日米海軍司令部（CNFJ）の制限海域となっており、ゾーンはそれぞれ区分されている。漁業行為等について、米軍の許可なしでは行うことはできない。米国及び日本国籍以外クルーズ船の入港など、米軍の許可が必要となる実際の運用については、日ごろから佐世保市と問題なく調整を行っている。

米軍佐世保基地の人口は、8,227人となっている。うち将兵が3,369人、艦船の乗組員が2,867人、地上隊員が約690人、民間の従業員が429人、その他その家族の方がいる。

米軍佐世保基地の役割は、横須賀基地の艦隊が岸壁から離れ、シンガポールやハワイに着くまでの洋上補給（燃料、食料、弾薬）となっている。

米軍佐世保基地と海上自衛隊との行き来に検問所は設けていない。自由に行き来できる共存した形で運用されている。

太平洋海域で展開する米軍の32%の弾薬を米軍佐世保基地で保管している。燃料については48%を保管している。庵崎貯油所は全世界で展開している米軍の中で一番大きい貯油所となっている。

問 PFOS等の取組について伺いたい。

答 在日米軍と日本の防衛省とで調整されていることなので、コメントしてはいけないと指示されている。米軍佐世保基地の権限では申し上げることはできない。

#### 4 考察

民間、自衛隊、米軍が湾内に近接して立地していることが大きな特徴であり、例えば、沿岸の海上自衛隊の敷地に入るために、米軍基地敷地を通過する必要がある箇所もある。その際に、検問が全くないことから、自衛隊と米軍との間の信頼関係の表れが伺える。

また、行政も含め、幹部級の交流が盛んに行われているとのことであった。さらに、米軍も運動場を地域に開放するなど、親しまれるための工夫をしている。大災害や有事が発生した際に、米軍との連携をとるためには、平時における関係構築が重要であり、そのための努力がなされていることが確認できた。

一方で、米軍基地でのPFOSに関する質疑については、基地担当者の権限外とのことで一切情報を伺うことは出来なかった。米軍内の機密保持が徹底されている様子を目の当たりにし、改めて基地の「壁」を実感した思いであった。基地の民間一般開放デーなどもあくまで米軍のオペレーションの一つであることを忘れてはならない、と改めて感じた。日米関係のあり方、また、日米地位協定のあり方についても、県議会で一層の議論が必要であることを、現地視察を通じて肌で感じ認識する機会となった。

## II 佐世保市役所

■日 時：令和7年3月27日（木） 自：9時30分 至：11時

■場 所：佐世保市役所  
(長崎県佐世保市八幡町1番10号)

■対応者：佐世保市基地政策局 吉本 泉 次長  
同 吉田 哲博 部長  
(宮島大典市長へ表敬訪問)

■調査概要：佐世保市役所は市内において、本県と同様に米軍及び海上・陸上自衛隊の重要な基地が所在しており、基地との共存共栄のため、良好な関係づくりに向けた、様々な取組を行っている。このような米軍基地施策の取組について、御説明いただき、質疑応答を行った。



### 1 概要説明

#### (1) 佐世保市の規模

- ・面積 426.01平方キロメートル  
※長崎県全体4,131.20平方キロメートルの約10.3%
- ・人口 229,414人  
※長崎県全体(1,246,481人)の約18.4%、  
長崎市(386,981人)に次ぐ人口規模

#### (2) 佐世保港の現状と課題

- ア 佐世保港区域水域のうち、約80%以上が制限区域となっている。
- イ 大規模な弾薬庫や貯油施設が点在している。特に佐世保弾薬補給所と針尾島弾薬集積所は、米海軍・海兵隊が保有する西太平洋最大の弾薬貯蔵量となっている。
- ウ 国内でも限られた米国原子力艦船の寄港地となっている。佐世保港を含めた3か所に限定されている。(横須賀港、佐世保港、ホワイトビーチ)
- エ 海外で唯一の米海軍エアクッション型揚陸艇(LCAC)の配備地となっている。

#### (3) 佐世保市に所在する米海軍の概要

- ・第7艦隊 第76任務部隊

- ・強襲揚陸艦 1隻、ドック型揚陸輸送艦 2隻、ドック型揚陸艦 1隻、掃海艦 4隻
- ・米海軍佐世保基地支出額 162億円（米国会計年度2015年度）

#### （４）佐世保市基地政策方針（基地との共存共生）の位置づけ

##### ア 基地政策の方向性

- ・わが国への防衛政策推進への積極的な協力・支援
- ・佐世保市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進
- ・基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）

##### イ 取組の推進について

- ・佐世保市基地政策本部の設置
- ・佐世保市議会との協働による基地に係る取組の推進
- ・国等への要望・働きかけの実施
- ・佐世保港のすみ分けの推進、基地の所在による負担軽減など
- ・基地が所在する他自治体（旧軍港市振興協議会等）及び関係機関との連携

#### （５）基地に係る課題

##### ア 前畑弾薬庫の移転・返還

米軍の佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）を針尾島弾薬集積所（針尾弾薬庫）へ移転、集約し、跡地を返還する事業は2011年の日米合同委員会で正式合意したが、着工時期などはいまだに示されていない。

##### イ 陸上自衛隊早岐射撃場の覆道式化

騒音対策のため、陸上自衛隊早岐射撃場の覆道化を国に要望している。

##### ウ 自衛隊による埼辺地区の利活用

埼辺地区の東側には岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想、西側には水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想が国から示されている。完成目標は令和11年度頃となっている。このことにより大型車両などの通行が増加し、地域住民の日常生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、佐世保市が計画している前畑埼辺道路の建設を国へ要望している。

## 2 質疑応答

問 佐世保基地で新型艦の強襲揚陸艦トリポリが配備されると報道されている。新型艦では、ステルス機やオスプレイ機が搭載可能とのことであるが、特にオスプレイについては沖縄で墜落・不時着などの事故が相次いでおり、住民には不安があるのではないかと。今後、想定されるオスプレイを含めた軍事演習などに際し、佐世保市ではどのように住民に周知し、理解を得るための取組をしているのか伺いたい。

答 今般、強襲揚陸艦アメリカに代わり同艦型トリポリが配備される情報は国から提供されており、佐世保市としては米海軍の戦略による交代と理解している。また、佐世保市では令和3年以降、米軍と自衛隊との実動訓練が毎年実施されている。

本年2月には、アイアン・フィスト25の中で、陸上自衛隊相浦駐屯地の米軍及び陸上自衛隊がオスプレイによる離着陸訓練を実施した。

当該訓練について佐世保市議会議員の全員にお知らせしているが、不安視する意見

はなく、地元の相浦地区の住民からも苦情はない。

オスプレイに関して、安全性を確認した上で、政府や自衛隊、米軍が導入しているものと認識しており、オスプレイに限らず、航空機等の防衛装備品は国が責任をもって運用すべきものと考えている。

航空機運用に関する整備点検や、乗員教育等の安全対策や練度向上を徹底していただくとともに、国においては適宜情報提供を行うことが国民の理解と安心感につながることから、特段、佐世保市として実動訓練等に際して広報等の住民周知は行っておらず、自衛隊に当該訓練が実施される地域に対しての説明を求めており、対応いただいている。

なお、今後、佐賀空港に隣接して佐賀駐屯地が創設され、佐賀県内にある目達原駐屯地のヘリや陸上自衛隊のオスプレイが運用されることになる。

そのオスプレイの主な役割は佐世保基地にある相浦駐屯地の水陸機動団を輸送することなので、同駐屯地にも飛来することが多くなると考えられる。そのようなことから、機体の整備はもとより現段階から発着訓練は念を入れてやっていただきたいと考えており、それらの実績の積み重ねが付近住民の安心感を醸成すると考える。

問 英語教育推進に向けた米海軍佐世保基地との連携について、横須賀市などの他自治体と比べ、佐世保独自の取組があればご教示いただきたい。

答 異文化体験を通して英語に触れる機会を市民に提供する体験型イベント「Sasebo Expo」の開催、基地内アメリカンスクールと市民との交流、異文化や英語を学び、グローバルで活躍できるための第1歩を目指す「SASEBO グローバルキッズ・チャレンジ」の開催、基地内アメリカンスクールと小中学校生徒間の交流、日米交流事業 SEED プロジェクトへの協力、市内中高生と基地内の中高生が、文化・教育交流を通じて相互理解を深める場、グローバル人材育成のための教育活動の一環として、基地内学校との交流の実施、英語によるコミュニケーション能力の向上や異文化理解、自文化再認識を目的に日本文化・昔遊び、言語活動等の諸活動を通じた同世代の児童生徒との交流などを行っている。

問 佐世保市の市民・児童生徒の英語力は他自治体に比べどのくらい高まっているのか。児童生徒の英語検定取得率など数字でわかる資料・ランキングなどはあるのか。

答 中学校生徒の英語力を図る調査として、全国学力・学習状況調査及び長崎県学力調査、又は文部科学省が実施する英語力教育実施状況調査があるが、各市町の数値は非公表となっている。また、佐世保市教育委員会では、中学生の英語力の向上と学習意欲の向上に資するため、英語検定試験を受験する市内中学校生徒の保護者に対し、検定料の一部補助を実施している。令和6年度は中学2年生のみを対象としていたが、令和7年度は中学校全学年へ対象を拡大する。

問 神奈川県では米軍基地の整理・縮小・早期返還を国に要望しており、米軍基地の存在を前提とした取組に一部批判の声もある。長崎県及び佐世保市では米軍佐世保基地との連携に対し、どのように整理しているか。

答 先に説明したとおり、佐世保市の基地政策に係る方針として、令和4年2月、市当

局と佐世保市議会と共同作業で基地政策方針を策定している。

基地との共存共生という基本方針の下、「我が国の防衛政策推進に対する積極的な協力・支援」、「基地の所在を地域特性として捉えた、積極的なまちづくりへの活用」、「基地に起因する負担の軽減及び課題解決への国の積極的な関与」という3つの「基地政策の方向性」を掲げている。

佐世保市は、横須賀市同様に明治期に海軍鎮守府が置かれたことで急速に発展して現在に至っている歴史があり、佐世保市民は、海上自衛隊・陸上自衛隊、米軍に対して、信頼と愛着を持っており、我が国の防衛に佐世保港が必要で、重要な位置にあることを理解していただいている。

そのような中、佐世保市として米軍へ提供している佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還に係る要望等を行っているが、佐世保市当局や佐世保市内経済界としては、自衛隊基地、米軍基地は国防のために必要という以外に佐世保市の資源・資産と考える向きもあって、増強を望んでも縮小は望まない方向にある。

問 佐世保海軍基地と周辺住民との良好な関係づくりについて、神奈川県では基地との共存のため、自衛隊や在日米軍関係者が地域のお祭りに参加している。自衛隊や在日米軍関係者と地域住民の関わり方について伺いたい。

答 行政の動きとして佐世保市では、市長と米海軍佐世保基地司令官との間での定例ミーティング及びボウリング大会の開催、地域交流としては、米海軍佐世保基地のオープンペースや独立記念日イベント、日米交流協会主催の桜まつりをはじめ、音楽等による日米交流の機会を設けていただいている。

そのほかにも、米海軍佐世保基地と警察が連携した交通安全キャンペーンや、地域の小学校と連携した児童通学時における交通当番、児童養護施設訪問によるボランティア活動、また、地域の方々と協力して、海水浴場や公園などにおける清掃活動にも協力していただいている。

また、米軍人などとの良好な関係の形成と犯罪等の防止のため、米軍参加の下、警察をはじめ、関係機関との連絡会議を年1回開催している。

若い世代の交流としては、市内の中学生、高校生30人による地域づくりプロジェクト「Sasebo Change」が昨年スタートし、その取組の1つとして、米軍基地の高校生が日本文化を体験する機会、日本人の高校生と交流する機会を作りたいということも目的とした活動がスタートし、書道体験イベントや棚田での稲刈り体験イベント、ハロウィンイベントが実施されている。佐世保市としては、日常的に市民と米軍関係者などが友好を深める機会を持続化させていくことが、市民からの信頼や理解獲得につながっていくものと考えている。

問 小中学校の教室や体育館への防音工事の状況など佐世保基地周辺住民の声を探り、要望に応える取組について、どのように行っているか。

答 防衛施設の運用による周辺地域の障害の緩和・負担軽減のため、防衛補助を積極的に活用している。

また、寄せられた要望の内容によっては議会にも諮りながら政府施策要望の中に盛り込み、防衛省へ要望活動を実施するなど機動的な対応を実施している。

さらに、庁内に基地政策の戦略的推進を図るため、佐世保市基地政策推進本部を設置し、基地政策の基本方針をはじめ、地域要望等への対応について、各部局との調整を実施している。

問 佐世保基地を観光の一環とする取組が行われているが、観光に来訪する人数はどれくらいあるのか。

答 市内には海上自衛隊佐世保史料館(セイルタワー)、日本遺産(佐世保鎮守府)などの基地の所在を活かした観光ツアー(SASEBO軍港クルーズ、海軍さんの散歩道)がある。

観光客数(観光地を訪れた延べ人数)/防衛関連施設の来訪人数・ツアー利用人数

・令和5年:4,935,725人 / 132,628人

・令和4年:4,303,725人 / 103,423人

・令和元年:5,285,354人 / 162,291人

問 空母の寄港の状況はどうなっているのか。

答 定期的に来るということではないが、作戦行動上、急用でこちらに来る場合もある。

問 基地対策局ではなく基地政策局となっているが、いつごろどのような考えで名前が付けられたのか。

答 平成19年の朝長前市長のときに、基地政策局という名前になった。対策という名称では、負の側面が出てしまうので、マイナスをプラスに持っていこうという考えに基づいて今の名称となった。

問 佐世保市ではP F O S関連の課題はどうなっているのか。

答 令和2年に環境省が調査を行った段階では、全て基準値以下という結論が出ており、問題ないという認識でいる。また米軍は、令和4年に全てのP F O Sを含有する消火剤について、換装している。さらに海上自衛隊についても換装したという状況なので、現時点で問題としてはとらえていない。

懸念材料としているのは、陸上施設については、全て換装したとのことだが、艦船の状況については、わかっていない。九州防衛局にお聞きしているがまだ回答はない。

問 P F O S関連の質問は議会であるのか。

答 水道局に対しての質問はあったが、基地政策局に対しての質問はない。

問 神奈川県では先日ヘリコプターが海老名市や茅ヶ崎市で予防着陸したという事件があったが、県への連絡が遅かったということで、問題になったことがある。佐世保市では連携はうまくいっているのかということと市民の実際の米軍に対する声はどんなものがあるのか伺いたい。

答 オスプレイなどの情報については、九州防衛局から適切なタイミングでいただいている。市民の皆様からの声ということでは、比較的、基地を受け入れていただいているという感触を持っている。昔は反対の声もかなりあったが、今はそこまでではない。

問 情報提供のあり方について、神奈川県ではヘリコプターの予防着陸について、連絡

が半日以上かかってしまった。神奈川県と佐世保市も連絡体制のスキームは同じなのか。

答 米軍、外務省、防衛省の連絡のスキームは同じである。ただし、佐世保市の場合を申し上げますと、出先機関の九州防衛局の担当者との連絡体制表をつくっていて、私の携帯番号も教えている。何か事件があった場合は私の携帯に連絡がくる。日頃から顔が見える信頼関係を構築している。

問 病院や消防などの分野について米軍との協定はどうなっているのか。

答 米軍と協定を結んでいる。米軍には病院がないので、佐世保市内の労災病院を利用してもらっている。消防車両については、過去には前畑弾薬庫で火災が起きたとき消防車両は門のゲートの周りに止まったままで、中に入れないということがあった。毎年1回の総合防災訓練には米軍の消防も参加している。

問 前畑弾薬庫の返還後の利用構想はどうなっているのか。

答 あくまで構想の段階だが起業家のための施設をつくりたいと考えている。もう1つは明治期に建てられた古い建物があるので観光の目玉になるような施設をつくりたいと考えている。

問 基地があることによるメリットは何があるのか。

答 経済効果、災害があった場合の安心感、国際色をもって日常的に触れ合うことができるということが挙げられる。

問 基地があることによる経済効果は何かで算定しているのか。

答 令和6年度に委託調査を依頼していて来週に報告書ができる予定となっている。令和7年度にはそれに基づき経済分析をやっていく。

問 少し前に市庁舎をリニューアルしたということだが、国から特別な補助を受けているのか。

答 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第8条により特別な補助をいただいている。総額40億円の費用のうち、20億円以上の補助があった。

### 3 市長表敬



#### 4 考察

本土では、「米軍基地問題」などと呼称されるように、在留米軍人による犯罪行為や、米軍訓練等での騒音被害が注目されている。しかし、佐世保市においては、住民の米軍への理解度が極めて高く、信任されている。市の施策においても、基地があることを活用した観光施策など、米軍基地との共存共栄が図られている。

神奈川県は沖縄に次ぐ米軍基地県であるが、厚木基地・横須賀基地近隣でこそ県民の関心は高いものの、影響のない地域では関心が低い。今後、米軍基地及び米軍人とどのような関係を構築していくのかについては、国や地方自治体だけではなく、県民一人ひとりが「自分事」として捉えていく必要がある。地域住民を巻き込んだ取組など、佐世保市の長年に渡る取組は本県にとっても参考になるものであり、具体的事例を研究していく価値があると考えられる。

### Ⅲ 長崎刑務所

■日 時：令和7年3月27日（木） 自：13時30分 至：15時

■場 所：長崎刑務所

（長崎県諫早市小川町1650）

■対応者：長崎刑務所 村上 正剛 所長

同 加瀬 隆 処遇部長

同 石原 隆 分類教育部長

同 平川 勝文 社会復帰支援首席

■調査概要：長崎刑務所は、累犯障がい者の更生に向け、令和4年から、九州各地の刑務所などから知的障がいのある受刑者などを集め、特性に応じた作業や訓練を進めるなどして立ち直りを支援する「知的障がい受刑者処遇・支援モデル事業」を社会福祉法人と連携して行っている。刑事施設では全国唯一の「社会復帰支援部門」の設置となっており、全国展開を見据え、知的障がいがある受刑者の立ち直りを支援する事業を実施している。このような犯罪者の更生支援の取組について、御説明いただき、施設の見学を行った後、質疑応答を行った。



#### 1 概要説明

##### （1）長崎刑務所での取組の特徴について

長崎刑務所には全国で唯一「社会復帰支援部門」が設けられている。令和4年からは知的障がいのある受刑者の社会復帰を支援するためのモデル事業がスタートし、5年計画で進められている。九州内の刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）から知的障がい者が長崎刑務所に集められている。

## (2) 長崎刑務所の沿革について

同所の主な沿革は以下のとおりとなっている。

年	沿革
平成31年	分類教育部・処遇部社会復帰支援部門新設、佐世保拘置支所所管
令和5年	長崎拘置支所収容業務停止
令和7年3月	総合職業訓練施設に指定
同年 4月	組織改編

## (3) 今後の矯正指導について

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役刑及び禁錮刑に代わって、新たに拘禁刑が創設された。拘禁刑は令和7年6月1日から施行される。これまでの懲役刑は、作業、教科指導、改善指導を内容とするものであり、作業に一定の時間を割かなければならず、その上で改善指導・教科指導を実施することになっているが、拘禁刑については、作業の実施という義務がなくなり、改善更生の必要性に応じて作業を実施すればよいことになった。

これにより作業・改善指導・教科指導を柔軟かつ適切に組み合わせた矯正処遇が可能となり、受刑者ごとにその特性を踏まえ、柔軟な矯正処遇を展開することで、改善更生に向けた動機づけを強化し、受刑者の円滑な社会復帰を実現することが期待されている。

## (4) 知的障がい受刑者処遇・支援モデル事業について

### ア 背景

- ・全国で1,345人の知的障がい又はその疑いのある受刑者が在所していることが判明（令和2年9月矯正局特別調査）、うち療育手帳取得者は414人（30.8%）
- ・知的障がい受刑者の再犯期間は短く、刑事施設への入所者数は多い傾向にある。必要な支援がなければ、短期間で再犯を反復するおそれがある。
- ・知的障がい受刑者の再犯防止のためには、①障がい特性の把握と就労等を見据えた処遇の実施、②福祉サービス等を受けるための療育手帳の取得、③社会復帰後の継続した寄り添い型支援等が必要だが、専門知識やノウハウが不十分であった。
- ・全国で唯一の社会復帰支援部門を有する長崎刑務所において、社会福祉法人南高愛隣会に業務の一部を委託し、5か年のモデル事業として実施している。

### イ 対象者について

九州各県の刑事施設において知的障がい又は知的障がいの疑いがある者のうち①心身の重大な疾患を有しない者②改善指導プログラム等の実施が可能な者③移送時の残刑期が少なくとも1年以上ある者を対象としている。

- ・在籍者 34人
- ・年代別 平均年齢 50.2歳、最高年齢 76歳
- ・罪名別 窃盗 28人（82.5%）、覚醒剤 2人（5.9%）、傷害、強盗、性犯罪、その他がそれぞれ1人ずつとなっている。
- ・入所回数 最高11回、平均約5.5回

- ・刑期別 最長刑期 5年2月、最短 1年4月、平均 約2年7月

#### ウ 基本となる取組について

##### (ア) 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案

対象者の特性に応じた作業・訓練・指導内容の選定に係るアセスメントの支援を行い、処遇計画を立案する。

##### (イ) 処遇計画に基づく教育・訓練

就労を見据えて、知的障がい者を多く雇用している企業の協力を得た作業の導入、就労移行支援事業所等のノウハウを取り入れた職業訓練、社会生活を見据えたライフスキル・ソフトスキルの習得など福祉的制度等への理解の促進などを図っている。

##### (ウ) 在所中の療育手帳等の取得に向けた調整

対象者が出所後に必要となる療育手帳について、在所中の取得に向けた調整を行うとともに、必要に応じてカウンセリングを実施している。

##### (エ) 息の長い寄り添い方支援を可能とする調整

一般就労が可能な者は就労支援、一般就労と福祉的支援の狭間にある者は福祉的就労等、福祉的支援を要する者は必要なサービスへ引き継ぐ。出所して、それぞれの地元などに帰住した後も息の長い寄り添い型支援を可能とする施設内外が有機的に連携した包括的取組を行っている。

なお、調整機関等は対象者が帰住予定の自治体福祉関係部局、社会福祉協議会、知的障がい者更生相談所、地域障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所などとなっている。

#### エ 具体的な取組内容について

- ・機能向上作業（障がい特性に応じた刑務作業）
- ・共通プログラム（犯罪防止学習、生活・対人スキルアップ学習）
- ・福祉サービス利用コース（感情表現プログラム）
- ・福祉的就労コース（農園芸作業、体感協調プログラム）
- ・ビジネスサポートコース（ビジネスマナー指導、ジョブトレーニング）

## 2 施設視察

職業訓練施設などの刑務所構内を見学（撮影不可）

## 3 質疑応答

問 刑務所である以上、支援内容の決定は本人の希望ではなく刑務所が決めるという理解でよいのか。

答 希望を聞くことはあるが、本人をアセスメントして刑務所が必要な内容を判断して支援内容を決めている。彼らの権利制限は法律、規則で細かく定められている。刑務所であるからといって支援の強制はできないことになっている。候補者として対象者の知的能力について、丁寧に調査するが、そのあとに、社会福祉士の資格を持っている専門職員が、面接をして本人の意思を確認するようにしている。

問 一般的な受刑者については、本人の意思によらず、刑務所で作業やプログラムの内容を決めるという理解でよいのか。

答 福祉支援は、その意思が尊重されるようになっている。モデル事業対象以外にも、精神障がいであるとか、高齢者で、介護福祉の支援を必要とする方についても、やはり本人の同意が必要なので、その同意をスタートにして支援している。ただし、本人が同意しないから何もしないわけではなくて、再犯防止のためには、福祉の支援が必要なので、本人たちが必要な支援を受けられるように、繰り返し面接の動機づけを図っている。

問 療育手帳を取りたいという希望があったとき、最終的にどれくらいの人が取れているのか。

答 在所中手帳に申請ができた人が、5人となっており、そのうち在所中に取りれた人は1人のみとなっている。

問 取れなかった理由は、IQが高かったという能力的な問題によるものなのか。

答 能力的なものではなくて、帰住先の問題による。この事業の対象者8割が、帰住先のない人、親族・家族の支援を受けることができない方で占めている。大体の方が、保護観察所の監督下で、更生保護施設というところに入るが、帰住先がすぐには決まらないので、療育手帳の交付は、出所の近い時期になってしまう。福祉の支援は、地域申請が前提になるので、どこに帰住するか確定しないと支援が進められないという現状がある。

問 女性向けの長崎刑務所のようなプログラムを実施しているところがあるのか。もう1つは県の関わりはどのようなものがあるのか伺いたい。

答 女性に対しても福祉的な支援は全国でも実施しているが、長崎刑務所ほど密度の濃いものを行っているところはない。全国の教育プログラムとして、社会復帰準備指導というものがある。半年間ぐらいの期間で、福祉制度の説明であるとか、生活していく上でのいろいろな知識だとか、あとは体力向上的な内容を行っているが、長崎刑務所の福祉的な観点で動機づけを図るプログラムは、全国でもここだけでしょうか実施していない。

長崎刑務所以外の施設では、外部の協力者に来ていただいて、いろんなプログラムを実施することはしていないが、支援が必要な方については、刑務所の専門職、福祉専門家が関わって帰住先等との調整を図りながら、支援を行っているという状況である。

もう1つに、長崎県との連携で中心となるのは、療育手帳の取得に係る便宜の関係である。療育手帳については、基本的には都道府県であるとか、あと政令指定都市に、判定機関もあるので、療育手帳の判定調査については、長崎県の判定機関から長崎刑務所に判定員を派遣していただいている。

また先日はオンラインで、判定に係る精神科医師面談を実施したが、こういう部分での協力をいただいている。長崎県での啓発の機会があれば案内いただいて、我々の方から出向いていろんな情報提供をさせていただいている。

諫早市については、基礎自治体ということで、福祉のノウハウを持っているので、いろんなケースについてのご助言をいただいている。さらに県と同様であるが啓発の企画をしていただいて、諫早市のイベントの中で、我々の取組を紹介させていただ

だいている。

問 知的障がい境界域にある方の特別なプログラムは何かあるのか。

答 特別なものはない。一般の受刑者の方と同じように処遇されている。我々法務省の矯正局としても、何かしら手立てを考えなければならないという認識は持っている。昨年報道された大阪刑務所と、西日本共生医療センターの施設がコラボして、発達障がいの受刑者に対するモデル事業をスタートしたが、まだ始まったばかりである。こういう取組を通じて特性に応じた処遇支援の充実を今後展開していきたい。

問 知的障がい者の再犯率について、長崎刑務所の取組で何か実績は出ているのか。

答 この辺りはまだ本当に速報値というレベルで、統計的には全く有意とは言えない数字である。平均すると、刑務所入所数が5回ぐらいの方たちは、孤立していて、知的障がいがあるため、一般の受刑者よりも、難しい状況にあることが想像される。そういう難しい人たちに対する取組なので、数字として成果を出すのは相当に難しいと思っている。ただし取組を進める中で、数字では表せないかもしれないが、いい事例はでてきている。

問 このプログラムの対象者の入所理由について、窃盗が82%ということで圧倒的に多いがどのように分析されているのか。

答 典型的なパターンだと感じるのは、能力的な制約があっても、若いうちであれば仕事を見つけることはできる。ただし、仕事が続けられない。

能力的な制約があるのと、人間関係コミュニケーションが苦手なので、何かしらトラブルを起こしてしまう。そうすると、仕事が続かないでお金に困って、窃盗してしまう。ただし、そこでお金に困って中には生活保護につながる人もいる。しかし能力的な制約があって、金銭管理ができない。お金の管理ができないから、それで食品に困る。生活に困る。そういう方が本当に多いという印象を持っている。

例えば、早期から福祉支援を行って、本人が困ったときに、支援機関につなぐ体制があれば、本人を見守っていくことができる。そういう網にかかってこなかった人たちがここにいる。事業の目的としては、今一度福祉の網にかけていくことを目指している。

問 このプログラムを卒業された方の後追い調査は行っているのか。

答 一例として、ここを出所した、あるB型事業所で頑張っていた方は、成果が認められて、新規に開設された事業所の責任者として抜擢された。それ以外にも、感情表現で絵画を作成するプログラムで頑張っていた方は、福祉事業所で絵画作成の指導をしている。そういういい事例がでてきてはいる。数字にでてこない事例をしっかり精査して、次の事業展開につなげていきたいと考えている。

問 刑務官の方にとって、これから行う支援と今までの規制とでは違う扱いになると思うが、この育成プログラムについて情報を共有する時間は十分にとれているのか。

答 今までは多分、刑務官と福祉は、どちらも相反するという立ち位置だったと思う。今職員は委託事業者が行う福祉プログラムに同席するので、福祉の考え方につ

いて学べる機会がある。そういったところで多分長崎刑務所の職員は他の施設と比べるとかなり福祉的なマインドが身に付いていると感じている。

#### 4 考察

5か年計画のモデル事業を取り組んできた進捗状況として、知的障がいをもつ受刑者の再犯率に関しては、数字で表すことは難しいという説明であった。最終的なデータの蓄積を待たなければ正確な回答は出せないが、「一生面倒を見ていく姿勢が必要なのではないか」ということが、現場の切実な分析と捉えた。

このような実情を踏まえ、県が取り組むべきことは、知的障がいをもつ受刑者の再犯防止に関心を持ち、様々な政策を通して県民への周知をしていくこと、療育手帳取得の便宜を図るよう補助金による援助をすることである。同時に、市町村に向けて、今後の乳幼児期の検診等において速やかに適切なアプローチを保護者に行い、発達障がいに対する支援を乳幼児期から手厚く行うことが犯罪防止への一助となると考える。

知的障がいの境界域にある受刑者に対しては何も支援がなされておらず、今後、処遇支援を行うとのことであるが、境界域の受刑者数は多数いると予想され、むしろ処遇計画に基づく訓練・教育等がより有効なのは、境界域の受刑者の方なのではないかと考える。

このことから、神奈川県においても、境界域の子どもたちへ、知的障がいをもつ子どもたちと同様に支援をしていくことが重要である。

## IV 松隈小水力発電所

■日 時：令和7年3月28日（金） 自：10時 至：12時

■場 所：松隈小水力発電所

（佐賀県吉野ヶ里町松隈460）

■対応者：松隈地域づくり株式会社 代表取締役

■調査概要：松隈小水力発電所は、佐賀県の小水力発電所のモデル事業として、地区内の農地・山林・水利施設の維持管理活用を図ることを目的に建設された。採算性のとれる最低出力（30キロワット）をターゲットとし、コンパクトで汎用化されており、工場で組み立てて、トラックによる運搬が可能で比較的安価に設置できることから、低コスト化、リスク削減を実現している。こうした再生可能エネルギーの普及促進に向けた小水力発電の推進施策の取組について、施設の見学を行った後、御説明いただき、質疑応答を行った。

### 1 現地視察



（松隈小水力発電所を見学）

### 2 概要説明

#### （1）小水力発電所導入に至る背景について

佐賀県吉野ヶ里町松隈地区は、県の北東部の中山間地に位置し、国道、県道が通りインターチェンジまで2キロメートルの場所に位置し、交通の利便性は良く暮らしやすい環境にある。世帯数40戸、115人が暮らす集落で、高齢化率約45%（5年前は41%）と進み、5年先には支援の必要な世帯が増えるなど多くの課題を抱えている。

未圃場整備地区のため農業離れが進み、稲作農家は3戸まで減少した。周辺は休耕田や荒廃田が目立ち、農地や山林の保全、道路・水路の維持管理が困難となるなど、中山間地特有の課題が山積している。

これらの課題を解決し、持続可能な自立できる集落づくりに取り組むためには財源の確保が重要であると考え、大正、昭和の時代同地区で稼働していた小水力発電所にならない、集落内の用水路に着目したことが導入に至る背景となっている。

## (2) 佐賀県の支援について

佐賀県は平成30年に「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定した。

その中の1つに小水力発電事業があり、事業採算性のある30キロワット発電「佐賀モデル」を九州大学のベンチャー企業である株式会社リバー・ヴィレッジや県内関連企業と共同して構築した。県内約10か所の候補地を選定し、松隈地区はモデル地区の1つとして選定された。

## (3) 資金調達について

- ・松隈地区は、佐賀県が進める「小水力発電佐賀モデル」事業実証に協力することを決定し、発電事業に取り組んだ。また再生可能エネルギー固定買取制度を活用し、行政からの補助は受けずに事業を実施することを決定した。
- ・資金は、日本政策金融公庫佐賀支店より事業費の8割の4,700万円を無担保で融資を受け、残り2割について松隈地区より1,200万円を借入した。
- ・収益は個人配当せず、全て地区の課題解決に活用することを定款に定めた。

## (4) 事業認可の内容について

- ・令和2年9月18日 経済産業大臣「再生可能エネルギー発電事業計画」認定
- ・施設名:松隈小水力発電所 最大出力:30キロワット
- ・建設期間:令和2年7月～同年10月
- ・売電:九州電力株に全量売電
- ・固定買取価格:34円(水力発電)20年継続

## (5) 松隈小水力発電所の概要について

- ・松隈地区内を流れる筑後川水系一級河川田手川（発電所より約500メートル上流部）の一ノ瀬堰より取水している。
- ・最大0.2平方メートル/秒の流量と落差21.9メートルの地形を活かし最大出力30キロワットで、渇水期（0.15平方メートル/秒）でも安定して発電ができる。
- ・発電所は3.6×2.5メートルの小さなコンテナ型で関係機材がコンパクトに収められており、どこにでも簡単に設置が可能な発電設備であるのが特徴となっている。
- ・組み立ては工場内で出来るため、パッケージ化され、諸経費が抑えられている。

## (6) 設備・環境影響について

河川から発電所までの用水路の総延長は約500メートル、途中230メートル地点にヘッドタンクを設け分水している。ヘッドタンクからは直径0.4メートルの導水管を農地や町道に約270メートル埋設させているため、もともとの土地に大きく手を入れることなく、松隈地区の地形を最大限に活かした設計となっており、河川への水質汚濁や水中生物に及ぼす影響も極めて少ない、環境に優しい発電所となっている。工期も短く、約半年で工事が終了している。

## (7) 小水力発電所の維持管理について

ヘッドタンクが落ち葉などで目詰まり状態になり水位が低下すると水圧の変化を感知し、排水弁（出口）を自動で絞り込むことにより吸引力が弱まり、張り付いた落ち

葉を浮かせて、水流の力で元の用水路に押し流すよう設計（一連の所要時間約40分）されており、人力による落葉の除去作業はほとんど必要がない。

#### (8) モニタリングについて

発電所建設に関係した企業や電気保安協会など維持管理に関係する企業等と日々の稼働状況をインターネットにより共有しているため、携帯電話などで状況把握はリアルタイムで対応できるシステムとなっている。管理者が時間に拘束されることはほとんどない。豪雨時の水門管理と停電時の再稼働操作、施設周辺の草刈り作業程度である。

#### (9) 小水力発電佐賀モデルについて

「佐賀モデル」とは、佐賀県が事業採算性のある最小規模30キロワットを九州大学のベンチャー企業である株式会社リバー・ヴィレッジや県内企業が共同して開発したものである。流量の大きい河川でも発電出力を30キロワットに設定することで、確認項目や設計要素などが簡素化されコスト低減を実現している。さらに設備規模の固定化により設備のパッケージ化と工場内での生産が可能となりコストの低減が図られている。また水力発電の可能性調査に要する経費を自治体が負担し、事業可能な案件を地域や民間に委ねている。

これらの取組や、地域の資源を少ないリスクで地域のために収益を活用することなどを包括した仕組みを「佐賀モデル」として位置づけている。現在、佐賀モデルの実証実験5年目となっており、順調に稼働し高い評価を受け、全国から視察や講演依頼を受けている。

#### (10) 収益について

年間売電額約800万円、償還・諸経費約700万円（地区へ水利権使用料100万円含む）となり、会社利益は90万円、これまで年間約120万円の地区予算に毎年190万円（内訳 水利権使用料100万円＋会社利益90万円）が加算されることになった。

地区の課題解決と持続可能な地域づくりを目指し、収益金は全て、高齢者や子育て支援など、地区内に還元する様々な取組に充てている。

#### (11) 受賞歴について

- ・令和3年11月 佐賀さいこう「自発の地域づくり部門」佐賀県知事表彰（身近な自然環境を活用した小水力発電事業の成功例、少子高齢化社会のなかで持続可能な独自の集落づくりの取組が評価された。）  
北海道で開催された全国知事会にて佐賀県が応募した小水力発電所「佐賀・松隈モデル」が先進政策大賞「ゼロカーボン部門」で全国1位を獲得
- ・令和4年2月 「脱炭素チャレンジカップ 2022」 環境大臣賞グランプリを受賞（全国284団体参加）
- ・同 年11月 第21回「九州「川」のワークショップ in 筑後」 グランプリ受賞（34団体参加）
- ・令和5年11月 第11回プラチナ大員 優秀賞受賞 全員参加の地域再生賞（全国55団体参加）

### 3 質疑応答

問 神奈川県に小水力発電の導入について伺うと通年、水が流れていないとか水位が安定しないなどの理由で導入にあまり積極的ではないという印象を受けている。こちらで実施した可能性調査とは、内容はこういったもので、どういう業者が行っているものなのか伺いたい。

答 小水力発電を専門で研究している九州大学のベンチャー企業である株式会社リバー・ヴィレッジと佐賀県が一緒になって調査を行った。

調査の内容であるが、水量は年間を通じてどういう状態になっているか、その河川の水量が多いときと少ないときの差はどのくらいなのか。平均して、どのくらい水量があるのかを、年間を通じて調査しなければならない。

さらに、水はあるけれども、落差がなければならず、また水量がたくさん流れていないと水車が回せない。落差がどのくらいあって、水路の迂回路がつけれるということも重要な要素となる。地区に小水力発電を導入したいという意欲のある人材がいるのか、その辺も探っていく必要がある。

問 小水力発電でそのような調査を行っている他の業者をご存じであれば教えていただきたい。

答 佐賀県には他に業者があるときいているが、企業が関心を持つ規模は、70キロワット以上なので、全国的にもこの規模に対応している業者はほとんどないと思う。

問 ヘッドタンクの構造がうまくできていて、落ち葉がとれるようになっている。ここでの地形のおかげでうまくいったものなのか、どこでもうまくいくものなのか伺いたい。

答 設計した九州大学の教授がおっしゃっていたが、たまたまうまくいったにすぎないということである。現地に合わせた構造をしっかりと考える必要があると思う。



#### 4 考察

松隈小水力発電所は佐賀県、株式会社リバー・ヴィレッジ、県内の企業が完成させた「佐賀モデル」の第一号で、設備もコンパクトで汎用化されており、工場で組み立ててトラックで運搬でき、比較的安価に設置できる設備で、小さな集落でも管理可能な発電所を確立し、毎年収益をあげている成功事例である。

佐賀県を取組としてはポテンシャル調査や発電施設設計や資金面での支援がある。株式会社リバー・ヴィレッジの存在も大きく、同事業にはこのような企業との連携が必要不可欠である。

地域社会の持続性という観点から鑑みて、課題については様々あるものの、本県も小水力発電については、導入を考えている地域へのポテンシャル調査への支援等、可能なことから取組を進めていくことは一考に値する。本県の今後の取組に期待したい。

## V 県立吉野ヶ里歴史公園（県所有施設キャンプフィールド）

■日 時：令和7年3月28日（金） 自：13時10分 至：14時40分

■場 所：県立吉野ヶ里歴史公園（県所有施設キャンプフィールド）  
（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1843）

■対応者：佐賀県県土整備部まちづくり課 水口 誠 技術監

■調査概要：県立吉野ヶ里歴史公園では、日本で初めて、キャンプフィールドを含む体験型複合リゾートが令和7年に開業する予定となっている。今回の事業については、官民連携事業により整備が進められている。民間事業者の運営期間は、最長で20年を想定しており、県から民間事業者へ管理・運営費等の支払いはなく、自立性の高いものとなっている。こうした民間活力を活かした公園の整備・管理や利用の促進に関する取組について、御説明いただいた後、質疑応答を行い、県立吉野ヶ里歴史公園（県所有施設キャンプフィールド）を見学した。



### 1 概要説明

#### （1）県立吉野ヶ里公園（県所有施設キャンプフィールド）官民連携事業の目的について

今回の吉野ヶ里歴史公園の官民連携事業は、現在、年間約70万人が訪れる吉野ヶ里歴史公園内に交流拠点施設や宿泊施設を整備し、アウトドアを切り口とした新たな魅力を創出することで、このエリアを通過型から目的地型の観光地に転換することや県内観光関連事業の活性化につなげることが期待されている。

#### （2）官民連携事業の計画概要について

- ・計画提出者 スノーピーク・ワーヴィジョンズ・大洋建設共同体
- ・場 所 県立吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神埼市、吉野ヶ里町）
- ・期 間 設置管理許可日から最長20年間
- ・主 な 施 設 交流拠点施設、キャンプフィールド、宿泊施設等
- ・今後の予定 令和6年度工事、令和7年運営開始
- ・コンセプト 「歴史を知る公園から、歴史を体験する公園へ」  
佐賀にしかない歴史風景と2千年前から変わらない自然を体験する宿泊拠点。歴史、自然、そして人をつなぐ佐賀の発信地点を再現

### (3) 官民連携事業の認定公募設置等配置計画について

#### ア 西口エリア

西口エリアは「子育て世代の憩いの場」、東口エリアは「歴史の学びの場」しての個性を有しており、新たにそれぞれのエリアをつなぐため、宿泊施設、サニタリー棟、交流拠点施設（レストラン、カフェ、物販棟）、キャンプフィールドを整備することとしている。

#### イ 北口エリア

「野遊び場＝キャンプフィールド」として、新たに個性ある機能を整備し、滞在時間の延長、それに伴う観光消費の拡大を図るとしている。

### (4) 官民連携事業の公募対象施設について

ア 宿泊施設 合計面積：約8,200平方メートル

イ 公園施設 合計面積：約3,000平方メートル

交流拠点施設（レストラン、カフェ、物販、交流スペース等）、園路等の整備について、来園者ニーズ調査で最も要望の高い園内飲食を充実させ、佐賀の自然と人が五感でつながる食体験を提供する。気軽に園内に持ち出せるテイクアウトメニューも強化する。野遊びを楽しむためのギア等を販売する総合ストアも計画している。

ウ その他提案施設 合計面積：約54,600平方メートル

キャンプフィールド、駐車場、サニタリー棟等

### (5) これまでの経緯について

年 月	経 緯
令和3年度	吉野ヶ里歴史公園官民連携検討会設置 ・公園利用者等ニーズ調査 ・民間事業者サウンディング調査 ・吉野ヶ里歴史公園整備管理方針策定
令和4年8月5日	佐賀県立吉野ヶ里歴史公園官民連携による設置等予定者選定委員会設置
同 年11月29日	公募設置等指針の公表・公募開始
令和5年3月31日	公募設置等予定者を決定
同 年11月21日	公募設置等計画の認定
同 年11月21日～	基本設計、実施設計、工事
令和6年度	工事
令和7年度	新施設オープン

## 2 現地視察



(県立吉野ヶ里歴史公園を見学)

## 3 質疑応答

問 交流拠点施設、宿泊施設等の整備事業について、設計と工事に関して、県と事業者はそれぞれ費用をどのくらい出し合っているのか。また施設は、県が所有者ということであるが事業者からは、年間使用料をどのくらいもらうことになっているのか、差し支えない範囲で伺いたい。

答 まず施設整備費の負担について、宿泊施設は全額事業者の義務として負担していただいている。事業者が宿泊施設をつくったあとは、事業者の負担で管理してもらうことになっている。交流拠点施設は県と事業者で費用を出し合っているが、ほとんどは県の負担で、交流拠点施設をつくっている。県が負担する上限額は9億2,000万円としている。全体の建物金額の上限を設けていないので、お金を足して事業者がよりグレードの高い建物をつくるのであれば、それでよいとしている。

占用料の基準については、県の条例で一律に決まっている金額でお支払いいただくことになる。広場であれば、1平方メートル当たり何円とか、建物だったら何円ということになる。公園の占有料、使用料について今回の事業で特別の基準を決めているわけではない。

問 具体的にどれぐらいの額になると見込んでいるのか。

答 占用面積がまだ確定してないので、金額自体をはっきりとお示しできる状況にはない。

問 事業期間が20年となっている。場合によってはその間に事業者が撤退することも考えられる。その辺のリスクヘッジはどのように考えているのか。

答 その辺の話は、まだ事業者と詰めていない。そういうことにならないよう事業者と協力して事業を進めていきたいと考えている

#### 4 考察

佐賀県ではサウンディング調査を行った上、Park-PFIによる交流拠点、キャンプフィールド、宿泊施設などの整備を進めている。神奈川県が取り組む際には、どのようなサウンディング調査を行っているのか確認をしていきたい。

自立性が高く、より長く継続する事業スキームが必須であるが、現状では未確定部分がある。今後起こり得る様々なリスクマネジメントに県がどの程度関わるかについての議論が必要と率直に感じた。

また、公園に人を誘導するための更なる広報が重要となる。神奈川県においても、運営に課題がある公園事業に対しては、リスクマネジメントの体制確保や公園に人を誘導するための施策を準備した上で、Park-PFIの活用を検討すべきであろう。また、Park-PFIの成功のためには、事前の精緻なサウンディング調査や、開園後のニーズ調査を行い、運用改善に活かす必要があると考える。